

【重要】

エチオピア外務省による証明書の取扱いについて

従来、エチオピア外務省による証明を必要とする書類（例：エチオピアのIDカード取得や同国運転免許証の取得（含、同免許証への切替等））につきましては、各国大使館（領事館）が発行する証明書（出生証明、自動車運転免許証抜粋証明等）を付して手続することが可能でしたが、証明書の取扱いの変更に伴い、現在、当館を含むエチオピア国内にある各国大使館（領事館）で発行した証明書は受け付けられないこととなっています。

エチオピア外務省では、同外務省による証明を必要とする書類については、まず、日本の外務省による公印確認を受けた後、駐日大使館の領事認証又は当館の認証を受けることを求めています。但し、日本は二重の認証（外務省による認証+日本の在外公館による認証）を行っておりませんので、外務本省又は大阪分室での認証を受けた後は、駐日エチオピア大使館の領事認証を受けることとなります。

つきましては、エチオピア外務省による証明を必要とする場合は、証明の対象となる和文書類（例：戸籍謄（抄）本、本邦運転免許証）に英訳文を付した上で、次の手続きにしたがって準備する必要がありますことをご理解ください。なお、既に日本を出国されている場合は、ご面倒でも、本邦代理人による手続を進められるようお願いいたします。

- ① 証明の対象となる和文書類（例：戸籍謄（抄）本、本邦運転免許証）に英訳文を付し、日本の公証役場で公証人の認証を受け、公証人が所属する（地方）法務局で法務局長による公証人押印証明を取得する（注1、2）。
- ② 外務省領事サービスセンター証明班（又は大阪分室証明班）で、上記①の書類（公証人押印証明）の法務局長印の公印確認を受ける（注2）。
- ③ 駐日エチオピア大使館で、上記②の書類に対する領事認証を受ける。

（※）外務本省での公印確認から駐日大使館による領事認証までの申請の流れについては[こちら](#)をご参照ください。

（注1）埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、長野、新潟及び静岡の8県の公証役場では、公証人の認証と法務局長による公証人押印証明を一度にできます。

（注2）東京都、神奈川県及び大阪府の公証役場では、申請者から「ワンストップサービス」の要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び公印確認を一度に取得でき、法務局や外務省に出向く必要がありません（但し、駐日エチオピア大使館の認証は必要です）。

なお、日本国内での各種手続き時に求められる「在留証明」や「署名証明」等の日本向け証明書は、引き続き当館窓口で発行したものをご利用いただけます。

本件に関してご不明な点などございましたら、以下までお問合せください。

在エチオピア日本国大使館
警備領事班

平日 08:30~12:30, 13:30~16:30

TEL:+251-11-667-1166

Mob:+251-91-120-0721

/91-121-6773

Email:ryouji@ad.mofa.go.jp

外務省領事局領事サービスセンター
証明班

平日 09:00~12:30, 13:30~17:00

電話(代) (03) 3580-3311(内 2308)

大阪分室証明班

平日 09:00-12:15, 13:15-17:00

電話 (06) 6941-4700

※音声ガイダンスの後、「1」を
押してください。